

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

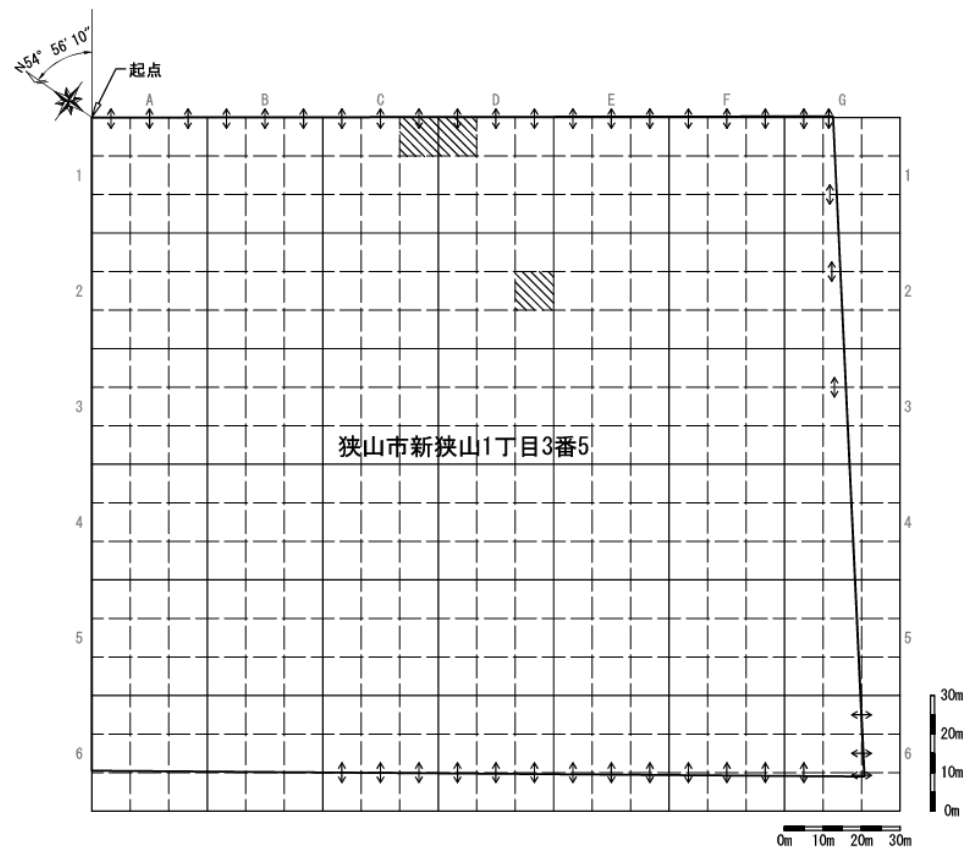
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第千三百二十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県狭山市新狭山一丁目三番五の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【格子の回転角度(54度56分10秒)】

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ↔ 統合区画 (130㎡以下)
- ▨ 形質変更時要届出区域を解除する区画

【例】



【起点】

起点は、狭山市新狭山1丁目3番5の最北端とする。